

お客さま各位

朝日信用金庫

預金規定類の一部変更のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 3 月 12 日より預金規定類を下記のとおり一部変更しますのでお知らせいたします。なお、変更後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 変更した規定

当座預金規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定
定期預金等共通規定、定期積金規定、総合口座取引規定

2. 主な変更事項**1) 振込金受入れ**

普通預金、貯蓄預金、納税準備預金関係

この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは、受入れをお断りする場合があります。（下線部追加）

2) 預金の払戻し

普通預金、貯蓄預金、納税準備預金関係

この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しは行いません。（追加条項）

3) 解約等

① 普通預金、貯蓄預金、納税準備預金関係

- ・当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかな場合（追加条項）
- ・疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合（追加条項）

② 通知預金、定期預金等共通規定、定期積金関係

- ・この解約の手続に加え、この預金の解約を受けることについて 正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。（下線部追加）

4) 利息（付利最低残高）

普通預金、貯蓄預金、納税準備預金関係

1,000 円 以上について付利単位を～（下線部の金額を 100 円から 1,000 円に変更）

5) 休眠預金等活用法関係

休眠預金等に係る最終異動日及び休眠預金代替金に関する条項を追加しました。

6) 規定の改定

規定を変更できる事由及びその告知方法について明確化しました。

以上